

生活排水による海の水質汚染の進行を防止し、生活環境の保全を図るために来年度から「大島町公共浄化槽等整備推進事業」が施行されることとなりました。

この事業は、大島全域を対象に計画的に合併浄化槽を整備・維持管理することを目標としています。

長年の懸案であったこの事業は、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を図り、環境に貢献することを目的とする非常に重要な事業として評価し、支持する立場ですが、この事業は、合併処理浄化槽に切り替える対象住民の納得と合意が前提であり、それなくして進めることは大変難しい事業だと考えます。以上の立場から、取り組みの現状と課題についていくつか質問します。

この事業は、PFI法に基づき実施し、事業方式はPFI事業者が浄化槽を設置した後、所有権を町に移転し、浄化槽の維持管理を行うBTO方式を採用しているため、事業のほとんどを事業者が実施する制度となっています。したがって、事業者との協議が済んでいない事項もあると思いますがよろしくお願いします。

1、この事業は、年間80基の合併浄化槽を整備することとしていますが、この整備数の根拠と可能性についてお尋ねします。

①整備計画をつくるにあたって、すでに導入している自治体によっては、事前に対象住民に対してアンケートなどで意向調査をし、それをもとに事業を進めているところもあります。大島町の場合、整備数が年間80基なのは単なる目標ではなく、実現できる根拠をもとにした整備数だと思いますが、そのための準備段階での意向調査などを実施したのでしょうか。

大島は、高齢者世帯が多く、その高齢世帯の合併浄化槽転換への経済的な負担はかなり重すぎると思われます。

これは、公共のため、自然保護、環境保護のためと十分理解できたとしても、直接個人の利益につながらないため、転換インセンティブが働きにくいのではないのでしょうか。個人に、その重い負担を決断してもらわなければ、この目標達成は厳しいと予想されます。

ここで、まず設置目標数(年間80基)の根拠をおたずねします。そして、目標達成のために町として今後の施策と見通し、町民の理解と協力についてどのような方策を考えていますか。

②事業計画では、町民への広報、事業説明、相談等は事業者が実施することになっていますが、町民の協力が極めて重要な事業ですので、町の積極的なかかわりが重要だと思いますが、町の見解等をおたずねします。

また、事業遂行のために必要な事業者と連帯について、町の基本的な姿勢についての見解等をおたずねします。

2、つづいて、分担金の免除と減免、分割払いについて要望します。

①今議会に提案されている議案第69号「大島町公共浄化槽整備推進事業条例」の第10条で、『町長は、公益上その他特別の理由がある場合には、分担金を免除することができる』と定めています。この「公益上」と「特別な理由」とは具体的にどのような事例を想定しているのか おたずねします。

②つぎは要望ですが、高齢者世帯に対する減額制度を創設するよう検討をお願いします。この見解を求めます。

③さらに、今後の取組みの中で、分担金の「分割払い」や、分担金支払いのための「融資制度」等の要望がありましたら、検討をお願いします。

④この事業を導入した自治体によっては、事業者が、障害物撤去などの受益者負担の軽減をしているところもありますが、こういう事例も参考に事業者と相談していただきたい。

3、上記の要望に関連しますが、合併浄化槽への転換工事日数は、コンクリートの養生期間を含め10日位かかるといわれています。この間トイレが使用できないので、仮設トイレなどの設置等を具体的に考慮されているとは思いますが、念のためお願いいたします。

4、次は、先に配布された資料「大島町公共浄化槽等整備推進事業に伴う事業計画の概要」説明・報告の3ページ上段の表にある、財源内訳の部分についてお聞きします。

単年度の整備計画は、整備基数80基、概算事業費7,046.2万円、財源内訳は、国費3,523.1万円、下水道債2,818.5万円、住民分担金704.6万円となっています。

比率で示せば、国が5割、町債4割、住民1割となります。

この町債に対しては、国から別の交付金が将来、交付されるのでしょうか。

また、この事業には、東京都からの支出金はないようですが、住民負担の軽減、町債の減額ができるよう、都へ要望してほしいと思いますが、町の見解をおたずねします。

最後に、10月16日の全協で、2回目の事業の概要について説明を受けました。それから、ひと月余が経過し「審査委員会」での審議内容や今後の審議予定、ならびに町としてこれまでの活動、今後の取り組み等の報告をお願いします。